

栗山町プロモーション動画作成委託業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、本町が有する豊かな自然や食、観光資源、特産品、農水産物、また町民による町の魅力をより引き出し、様々な角度から栗山町をトータルで紹介する動画を制作するものである。

動画は、インターネットやメディア等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図り、町の魅力向上や関係・交流・定住人口の増加、ふるさと納税の寄附額増額につなげていくことを目的とする。

2 委託業務名

栗山町プロモーション動画制作成委託業務

3 コンセプト

自然、観光スポットといった観光資源だけではなく、食、農産物、産業はもとより、「生産者の思い」や町民の「おもてなしの心」など、人の思いや温かさも伝わるような、魅力ある栗山町を紹介できるもの。また、動画を見た視聴者が「食べてみたい」「行ってみたい」「住んでみたい」などを印象付ける内容と構成であること。

4 業務内容

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

企画・提案内容を基に町と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、受託者が町に撮影に必要な機器を貸与し、原則、町職員及び栗山町民等が動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は、委託業務に含むものとする。

① 資料・素材の収集

② 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、町による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

また、動画の内容については次のとおりとする。

- ①あらゆる視聴者にとってのキラーコンテンツとして、栗山町の主要なコンテンツ（イベント・農産物等）を盛り込んだ内容とすること。
- ②国内向けのイベント等で活用するが、必要に応じて、日本語字幕を入れること。（生産者等が方言を使って話した場合や、映像等に注釈が必要な場合を想定。）
- ③音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。

(4)制作本数及び再生時間

再生時間ごとに以下のとおり制作すること。

- ①本編（3分程度）×40本（概ね毎月4本動画）
- ②ダイジェスト版（1～4分程度）×10本（毎月）
- ③地方振興動画配信サイトを作成し、SNSアカウント作成と運用制作した動画は同一サイトへアップロードし、適切なターゲットへ向け配信するものとする。
- ④マーケティングレポートを提出し、配信状況の報告を行うこと。
- ⑤レポート内容に基づき、配信手法及び内容を適宜調整し、ターゲットへの訴求効果の向上を図ること。

(5)成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

①動画の規格は、16：9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。

②動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

ア. MP4、MOVで作成された成果物、及び白素材（音声はナレーション、BGMを除いた素材音でテロップを外したもの）、

撮影素材、動画の制作で使用した写真やサムネイル等を収めたストレージ(HDD)

イ. 配信データA・・・YouTubeおよび栗山町のホームページ等で再生可能な形式（WMV、MPEG4、MOV）

ウ. 配信データB・・・1種類

（インタビューコメントとBGMは残し、ナレーションと文字テロップを抜いたMPEG4形式）

エ. 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存したDVD・・・1枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）

(6)成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、町の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

また、毎月配信する動画については町と協議し、町が要請するテーマのものを期日までに納品すること。

6 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本町が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は本町が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本町から提供された資料等を本町の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本町に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本町へ納入した成果物に係る一切の権利は当町に帰属する。

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、町は責任を負わない。

(8) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合は、町は映像や画像の差し替え等の編集を行えるものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議して決定する。

8 問い合わせ先

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地

栗山町定住推進課：本田

電話：0123-73-7521（直通）

FAX：0123-72-3179

E-mail：teijuusuishin-ka@town.kuriyama.hokkaido.jp